

第8章 良好な景観の形成のためのその 他の方針



第8章 良好な景観の形成のための その他の方針



この章では、良好な景観の形成のための行為の制限（第6章）のほか、必要な事項について、法第8条に基づき記載しています。

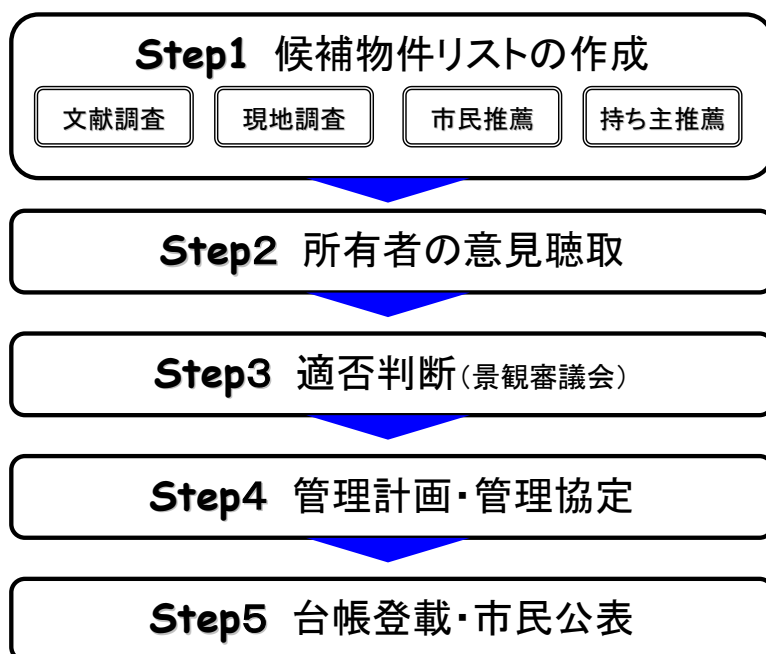
8-1 景観重要建造物及び樹木の指定の方針

8・1・1 指定の際の基本的な考え方

島内にある建造物ならびに樹木で、地域の良好な風景を形成する上で重要な要素となっているものの内、次のいずれかに該当するものについては、所有者等の同意を得て、積極的に景観重要樹木・景観重要建造物に指定し保全を図ります。

- (1) 地域住民のシンボリック存在となっている樹木や建造物（目印代わり、愛称で親しまれているなど）
- (2) 歴史上意味のある樹木や建造物（公式、非公式を問わず伝承されているもの）
- (3) 信仰上意味のある樹木や建造物（ 同上 ）
- (4) 良好な風景が成立するために欠かすことのできない樹木や建造物
- (5) 「石垣市緑の戸籍簿」に登録されている樹木
- (6) その他市民からの申し出によるもので景観上重要であると判断できるものの





8-2 景観重要公共施設に関すること

8・2・1 景観重要公共施設の整備及び占用の基準に関する方針

(1) 基本的な考え方

- ①地域の風景の中で核として親しまれているシンボルロードや河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等を景観重要公共施設に指定します。
- ②景観行政団体（本市）と公共施設管理者が異なる場合においても、良好な風景を形成する観点から、互いに連携・調整を行い、それらの公共施設と周辺の建築物等の土地利用が一体となり、相乗効果を生むことができるように互いに連携して取り組みます。
- ③景観重要公共施設に指定した公共施設の整備に当っては、その地域の良好な景観の形成の方針にしたがって整備を行います。
- ④一例として、石垣港周辺において港湾施設や道路整備を行う場合に、街灯や舗装、又は、ベンチや植栽など南国情緒溢れる景観に配慮したものとします。
- ⑤占用等の許可の基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために必要な占用等の許可の基準を定めます。
- ⑥一例として、名勝地川平にある川平風致公園（都市公園）において、周辺の風致と調和した良好な風景の形成を図るために、公園管理者以外の者が設置する建築物、工作物その他の物件の形態意匠や高さ等について占用等の許可の基準を設けます。



⑦道路については、新石垣空港開港に伴う道路（通称アクセス道路）のように計画段階の場合であっても、公共施設管理者が定まっており、必要な協議・同意がなされた場合においては、計画段階であっても景観重要公共施設として位置付けます。

（２）景観重要公共施設候補リスト

以下の表に記載している公共施設については、当該公共施設の管理者と事前に協議し、同意を得た後に、景観重要公共施設に指定し、整備及び占用の基準に関することについて、必要な取組みをすることとします。

種類	名称
道路	■新石垣空港アクセス道路 ■国道390号バイパス ■県道79号 ■市役所前通り(730交差点～新川小学校) ■県道川平高屋線 ■市道4号線(新川ツツマーセー～棧橋通り交差点) ※その他、条例により「主要視点場」として指定された道路
都市公園	■新栄公園 ■真栄里公園 ■運動公園 ■バンナ公園 ■川平風致公園 ■舟蔵公園 ■観音堂歴史公園 ■フルスト原遺跡公園(仮称) ※その他、条例により「主要視点場」と指定された公園
河川	■新川川 ■宮良川 ■名蔵川 ■吹通川 ※その他の準用河川
海岸	■底地ビーチ ■真栄里ビーチ ■川平湾内の海岸 ※その他、条例により「主要視点場」として指定された海岸
港湾	■石垣港(本港地区・新港地区) ■石垣港ターミナル ■離島ターミナル その他の施設
漁港	■石垣漁港 ■登野城漁港 ※その他重要な漁港

用語の定義



用語の定義

景観法第7条に定める用語の定義のほか、計画中で使用する主な用語等の定義は以下のとおりです。

市民：

地方自治法第10条に定める住民で自然人を指す。また、石垣市に生活の基盤がある人で、公共的関心を持ち、自己責任を持って社会に参画する人であれば、国籍や成人であるかは問わない。

風景：

長い歴史の中で、人々の五感によってその価値を共有されてきた自然、田畑、建造物、まちなみ及び人々の営みによって形成された景観。

原風景：

市民の多くが体験的に、特に幼少期のそれとして、記憶し、又は、容易に想起することのできる石垣の風景のイメージ。

風景づくり：

現在の石垣島の風景を遠く先人から受け継いだ大切な財産と位置づけ、その風景の状態を良好なものに保ち、直し、新たな価値として創造し、かつ、次の世代へ引き継ぐ行為。

風景資産：

自然風景や歴史文化と調和した素晴らしい風景が市民全体の大切な財産であり、石垣市の発展や地

域活性化にとって大切な資産であるという考え方。

風景支配：

市民の大切な風景資産を、個人や企業の経済的な利益追求の目的のみで損ねる行為であり、風景保全という公共性に対する正当性を欠くような風景阻害行為。

御嶽（おん）：

農村集落内、市街地、農地、小高い岡、海岸線、岬など島の随所に存在する聖地で、祭祀儀礼、信仰と深く結びついた場所（空間）。

イビ：

御嶽の内奥にある神域で御嶽内部のもっとも神聖な場所を指し、背後には神の依代とされる巨石や神木がある。イビで神を斎（いつ）き祀（まつ）るのは神女であり、イビヌ前から奥は男子禁制である。

イノー：

海岸から波が砕けるサンゴ礁（リーフ）の端までの間の空間。

チンマーサー：

市街地を抜けていく境界地点あたりに作られたY字路もしくはX字路。村の出入り口であることから以前は、野良帰りに休む人など

がおり、自然と人が集まり交流の場となっていた。また人通りも多いことから木陰で商いをする人もいたように生活と密着した場所となっていた。

ヒルギ：

マングローブのこと。メヒルギ、オヒルギ、ヤエヤマヒルギなど。

フクギ（福木）：

オトギリソウ科で台湾～フィリピンが原産地の常緑高木でまっすぐ天に向かって生える濃い緑色の葉を持つ木。沖縄では屋敷や集落を取り囲むように人工的に植えられ防風防火の役目を果たしてきた。赤瓦屋根の平屋建て木造住宅や琉球石灰岩の石垣などと相まって最も沖縄らしい集落風景を構成している。

ヤエヤマヤシ：

石垣島と西表島にのみ生息する一属一種のヤシ科の高木。石垣島西部にある米原集落の後方の斜面地にある群落などは国指定の天然記念物となっている。

リーフ：

石垣島の周囲を取り巻いているサンゴ礁。

天端（テンバ）：

土地造成の際に擁壁を設ける場合などの盛土部分の頂上部分。

盛りこぼし：

擁壁を設置して造成（盛土）を

する場合の天端部分の処理として転圧されない盛土部分のこと。

サイン類：

標識、案内板の類。

マンセル表色系：

A. H. マンセルが 1905 年に創案した表色系。日本工業規格にも採用され広く産業界で活用されている。マンセル表色系では色は色相 (Hue)、明度 (Value)、彩度 (Chroma) のそれぞれ頭文字をとって、Hv/c の関係 (マンセル記号) であらわされる。基本 10 色相は、赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫となっている。

海岸線：

「全国海岸域現況調査」(建設省、昭和 50 年度)の「海岸区分計測図」に表示されている海岸線。

ウェルカムロード：

観光客や来訪者など島を訪れた人々が利用する幹線道路で、空港や郊外から市街地へいざなう（迎え入れる）際に通る道路のこと。または、そのような機能を期待される道路。

シンボルロード：

市民、観光客、来訪者など多くの人が通行し、散策する道路で、町の顔となる通りのこと。

オープンスペース：

建築物や工作物などの人工建造物が無い広々とした空間。公園、

広場、農地、草地などがある。物理的な空間と同時に安らぎやうるおいを感じられる場所。所有形態は官民どちらもあり得る。

コンパクトシティ：

徒歩や自転車などで比較的容易に行動することのできる範囲に市民生活のための様々な機能が集まり、住居と職場や学校が近接している都市の形態。

パブリックスペース：

都市の中にある場所で不特定多数の人が立ち寄り、又はとどまる公共性の高い空間を指す。この場合、所有や管理形態が官か民かは問わない。

スカイライン：

山並み、海や建築物の輪郭線のこと。地平線を指す場合もある。

スプロール：

都市計画やまちづくりの用語として、良好ではない開発により一団のまとまったコミュニティの範囲以外のところが、虫食いの、場当たりの的に市街化すること。

ストリートファニチャー：

道路上に置かれている備品の総称。柵、街灯、案内板、彫刻、ベンチ、電話ボックスなどで歩行者に快適さを提供するための設備。

ファサード：

道路側から見たときの建築物の正面の外観。建築デザイン上の重

要な要素。

セットバック：

後退距離のこと。

ミチゲーション：

開発行為に伴う元々存在した良好な風景への影響を低減するために回避、最小化、修復・再生、代替などの適切な措置をすること。

眺望：

ある視点場（景観を見る地点、展望台など）から視対象（眺められる対象物、山や海など）を見わたすこと。

稜線：

峰から峰につながる線のことや、山頂と山頂をつなぐ線のこと。

石垣市風景計画

平成 19 年 4 月策定

平成 30 年 6 月改訂

発行 石垣市 建設部都市建設課
〒907-8501
石垣市美崎町 14 番地
電話 0980-83-4207

